

日本放射線技師教育学会 表彰規程

【表彰の種類】

第1条 表彰の種類は次のとおりとする。

- 1) 功労賞
- 2) 論文賞
- 3) 奨励賞
- 4) 特別賞

第2条 功労賞は、本学会役員として多年にわたり活躍し、かつ診療放射線技師教育に対して優れた業績を有するなど、本学会の発展に際し特にその功績が顕著であった者に贈呈する。

第3条 論文賞は、日本放射線技師教育学会論文誌に発表された論文の内から、特に優秀なものを選定して、これに贈呈する。

- 2 論文が共著の場合には、著者全員が受賞するものとする。

第4条 奨励賞は、大会、シンポジウム等において発表された論文のうち、将来有能な教育者を選定して、これに贈呈する。

- 2 奨励賞の対象となる者は、受賞日現在で45歳以下の者とする。

第5条 特別賞は、教育セミナーや公開講座等に多数参加し、本学会の事業に多大な貢献をした者に贈呈する。

【表彰の方法】

第6条 受賞者の決定は、表彰選考委員会（以下「委員会」という）の報告に基づき、理事会が行う。

第7条 功労賞は毎年1名以内、論文賞は毎年1件以内に贈呈するものとする。ただし、理事会が必要と認めた場合は、この定数をこえて贈呈することができる。

- 2 各賞とも該当者がない場合には賞を贈呈しない。

第8条 賞を受けるものは、原則として本学会の会員とする。

第9条 表彰は表彰状を授与して行うものとする。表彰状には副賞を添えることができる。

- 2 賞は通常総会において贈呈する。
- 3 受賞者の氏名、業績の内容等は会誌等に発表する。

【選考委員会】

第10条 委員会は、理事の内から委員長が指名した委員をもって構成する。ただし、必要に応じてこれに学識経験者若干名を加えることができる。

2 委員長は、理事会の推薦により決定する。

第 11 条 委員長は、受賞候補者の選定が終了したときは、その結果を理事会に報告する。

第 12 条 委員会は、理事会が受賞者を決定したときをもって解散する。

【変更】

第 13 条 この規程は理事会の議を経て変更することができる。

【附則】

この規程は平成 20 年 7 月 1 日より施行する。